耐震診断・耐震改修計画評定申込等の手引き
（東京委員会）

公益社団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)

目次

はじめに 3
１．評定の対象 5
２．評定の全体の流れ 6
３．事前申込 7
3.1　事前申込 7
3.2　評定申込の時期等の通知 7
４．評定申込 10
4.１　評定申込書 10
4.2　評定申込書に添付する図書の構成 17
（１）耐震診断の場合 17
（２）耐震改修計画の場合 19
５．事前審査 21
5.1　事前審査書類 21
5.2　事前審査の審査への対応 21
5.3　事前審査報告 22
６．評定委員会の審議 23
6.1　評定委員会の開催 23
6.2　委員会の審議への対応 23
6.3　評定報告 23
７．評定書の交付 24
８．評定料 29
（１）評定料 29
（２）評定料の割引について 30
（３）評定料の追加について 30
９．その他 31
（１）申込みの取下げ 31
（２）過去に評定した改修計画に変更があった場合の取り扱い 31
参考 33
耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱 33
耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領 35
耐震診断・耐震改修計画評定業務（東京委員会）　実施細則 37

はじめに

東海地震、東南海地震等の大地震や首都直下地震の可能性が指摘されている中で、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進するため、次のような耐震改修促進法等の改正がなされ、平成 25 年 11 月 25 日より施行されます。

① 不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物、緊急輸送路沿道の建　築物についての耐震診断の義務付け
② 耐震改修計画の認定を受けた既存不適格建築物の容積率規制の緩和
③ 耐震基準に適合する建築物の所管行政庁による認定と表示
④ 耐震改修が必要なマンションの認定と、認定マンションにおける耐震改修についての集会の決議要件の緩和

また、既存建築物を長期にわたって利用していくためには、耐震性に関する基準を満たしていない建築物について、適切に耐震診断を行い、耐震改修を行うことが必要になります。当協会では、耐震性能が不足している既存建築物を長期に利用するための支援業務として、平成 13 年度より中部地方を中心に、設計事務所等が行った耐震診断や耐震改修計画について、第三者機関としての評定を行ってまいりました。

そこで、このたびの法改正の動きにあわせて、平成 25 年 10 月より首都圏等においても当協会としても、首都圏等でも既存建築物の耐震化の促進を支援するため、学識経験者や当協会会員の協力を得て、また東京都と耐震改修計画の認定に際しての評定を行う専門機関として協定を締結するなどし、首都圏等での耐震診断・耐震改修計画の評定業務を実施することといたしました。

当協会の評定においては、今までの業務経験をふまえて、次のように、スピーディーで適切な評定を行うための体制を構築しております。

① 機動性のある事前審査を充実することにより、委員会の開催を 1 回とすること
② 依頼者が計画的に評定の申込みができるよう評定委員会の予定をホームページで公開すること
③ 耐震診断の評定で、補強の方針を含めたものも対象とすること
④ 評定料について、次の割引を行うこと
　・同時に 3 件以上の評定の申込み等がある場合
　・BELCA 会員の評定の申込み等の場合

このように、首都圏でも耐震診断、耐震改修計画の評定業務を実施することといたしましたので、BELCA 会員を始め、多くの方々に当協会の評定をご活用いただくことによって、既存建築物の耐震化、が図られ、ひいては長寿命化が促進されることを期待しております。

１．評定の対象

- 耐震診断の評定は、次の２つの場合があり、それぞれ以下について評定いたします。

①耐震診断の評定

耐震診断が平成 18 年国土交通省告示第 184 号（以下「告示」という。）の別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「指針」という。）指針の第１に定める方法により適正に行われているか否か。（要綱*1 第５条第２項）

②耐震診断（補強の方針を含む。）の評定

耐震診断が告示の指針の第１に定める方法により適正に行われているか否かに加えて、耐震診断の一環として行われた補強方針（注）の妥当性。（細則*2 第１　1.1.1）

（注）:「補強の方針」とは、当該建築物の目標とする耐震性能の設定、並びに、目標耐震性能を達成するための当該建築物の構造モデルにおける補強工法及び補強工法にかかる補強部材の数量と配置に関する概略の方針のことです。補強工法を実施する場合の構造部材の詳細設計、部材相互間の接合部の応力伝達や、建物の機能性の確保、補強工法の施工性等に関する事項は含みません。

- 耐震改修計画の評定は、建築物の耐震診断及びそれに基づく耐震改修にかかる計画についての評定で、次の２つの場合があり、それぞれ以下について評定いたします。

①耐震改修計画の評定

耐震診断が指針の第１に定める方法により適正に行われているか否か、並びに、耐震改修計画が指針の第２に定める基準に適合しているか否か、又は、同基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能を有しているか否か。（要綱第５条第２項）

②耐震診断の評定を省略する耐震改修計画の評定

当協会若しくは他の判定団体（注）が過去に評定した耐震診断に基づく耐震改修計画である場合は、依頼者の申込みにより、耐震診断の評定を省略し、当該耐震診断の結果に基づき行われた耐震改修計画が指針の第２に定める基準に適合しているか否か、又は、同基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能を有しているか否か。

（注）:「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参画し、かつ、同委員会にその耐震判定委員会を登録している団体（対象建築物が東京都内の場合は、東京都と「耐震改修計画認定の事務処理に関する要綱」第４に基づく協定を締結した団体に限る。）に限ります。

この場合、他の判定団体が過去に評定した耐震診断に基づく耐震改修計画についての評定報告書には、耐震診断の評定を省略した旨を明記します。（要領*3 第５条第２項及び第３項）

＊１「要綱」は、耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱をいう。

＊２「細則」は、耐震診断・耐震改修計画評定業務（東京委員会）　実施細則をいう。

＊３「要領」は、耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領をいう。

２．評定の全体の流れ

- 当協会の評定においては、評定委員会の審議を効率よく、かつ、的確に行うため、評定委員会の審議に先立って事前審査を行い、その事前審査の結果をふまえて評定委員会の審議を行う方式としております。
- 評定申込に先立ち、評定スケジュールの設定、評定料の算定等のため、依頼者より事前申込みをしていただきます。事前申込みを受けた後、事前審査、評定委員会等のスケジュールの設定等を行った後、依頼者にご連絡いたします。なお、事前申込は、評定申込を希望する時期の概ね 2～3 週間前にお申込み下さい。
- 評定申込の後、事前審査は標準的には概ね 3～4 週間程度で、また、評定委員会審議は標準的には事前審査の後概ね 1～2 週間程度で終了することをスケジュール目標としております。

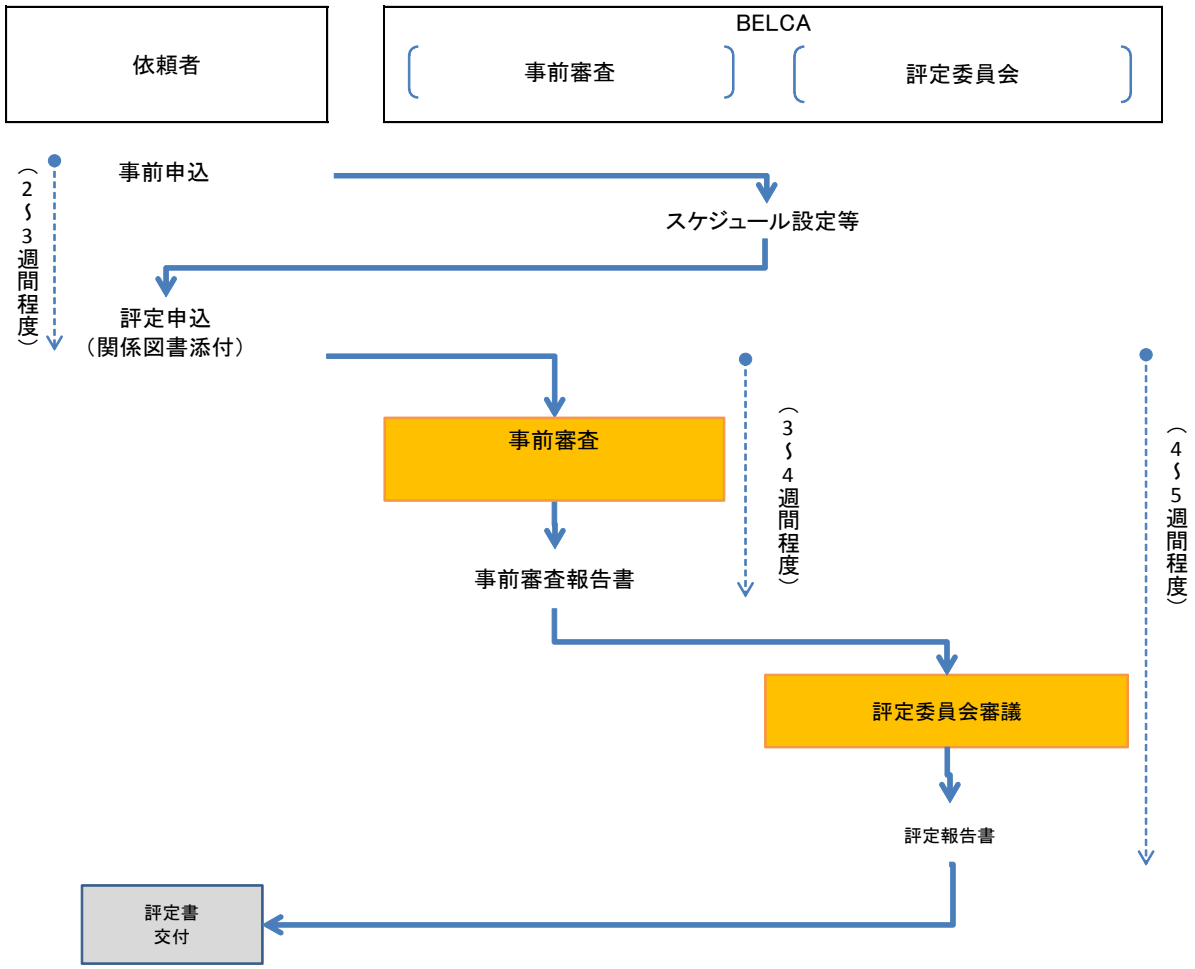

図１　評定の全体の流れ

３．事前申込

3.1　事前申込

- 評定の申込みに先だって、評定対象の別、評定の対象となる建築物の用途・構造・延べ面積のほか以下の事項を明らかにした「耐震診断・耐震改修計画評定 事前申込書（様式1）」（以下「事前申込書」という。）により事前申込を行っていただきます。（細則第1　1.1.1）

  ①評定書発行希望時期

  評定委員会の開催日は、あらかじめホームページに公開いたしますので、評定書の発行希望時期を記載下さい。

  ②評定書発行先

  依頼者と評定書の発行先が違う場合（評定書の交付先を建築物の所有者等としたい場合）は、評定書の発行先の氏名（法人においては会社名及び代表者名等）を記載下さい。

  ③評定料支払者

  評定料の支払者が評定の依頼者と異なる場合は、評定料支払者の名称等を明記するとともに押印して下さい。

  ④その他特記事項

  当該耐震診断又は耐震改修計画の作成にあたって、構造について意見を聴いた者の氏名等、特記する事項を記載下さい。

- 評定の対象は建築物の棟毎とし、エキスパンション・ジョイントによって分割されているときは別棟とみなします。（細則第1　1.1.1）
- 耐震診断又は耐震改修計画に関して所管行政庁と関係法令等にかかる照会等を行うことが必要な場合は、原則として、事前申込に先立って所要の照会等を行っておいて下さい。（細則第1　1.1.2）

3.2　評定申込の時期等の通知

- 事前申込を受けた後、所要の調整等を行った上で、評定申込みを行うべき時期、評定料の額及び納付時期、事前審査の予定、評定委員会の予定、評定書の交付時期の見込等を評定申込等通知書（様式２）により、依頼者へ通知いたします。（細則第1　1.1.3）

様式１
（東京委員会）

耐震診断・耐震改修計画
評定事前申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会　様

下記の建築物の評定について事前申込をいたします。

平成　　年　　月　　日

事前申込者　住 所
名 称　　印

記

１．建物の概要
①　名称
②　所在地
③　用途
④　構造
⑤　階数
⑥　延べ面積
⑦　竣工年度

２．評定対象
①　耐震診断の評定
②　耐震診断の評定（補強方針を含む場合）
③　耐震改修計画の評定
④　耐震改修計画の評定（耐震診断の評定を省略する場合）
＊該当する区分の番号にに○印を記入してください。

３．評定書の発行希望時期
平成　　年　　月　　日 頃

４．事前申込者/担当者
①　所属・役職等
②　氏名
③　連絡先　TEL　　FAX
E-mail

５．評定書発行先

６．評定料請求先

７．その他特記事項

様式２
（東京委員会）

評定申込等通知書

殿

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
事　　務　　局

平成　　年　　月　　日　に事前申込のあった建物の耐震診断等の評定について、下記の通り事前審査及び委員会の予定等をご連絡いたします。

また、評定料については、本通知書を受け取った後、指定の口座にお振り込みください。

なお、原則として、BELCA会議室にて、事前審査チームからの指摘を行いますが、指摘事項等の指摘等を行う日の1週間前までに入金を確認できない場合は、指摘事項等の指摘等を行わない場合がありますのでご注意ください。

記

１．評定申込みを行うべき時期
平成　　年　　月　　日頃
＊申込みにあたっては、評定審査に必要な図書を添付してご送付ください。

２．評定料の額及び納付時期
① 評定料の額　＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）
② 納付時期　平成　　年　　月　　日
指定口座番号：　三井住友銀行　東京公務部　普通預金　131955
口座名義人　公益社団法人 ロングライフビル推進協会

３．事前審査の予定
指摘事項等の指摘等
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）
指摘事項等への対応確認（第１回）
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）
指摘事項等への対応確認（第２回）
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）

４．評定委員会の予定
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）

５．評定書の交付時期の見込
交付日：平成　　年　　月　　日（予定）

６．その他特記事項

連絡先　公益社団法人ロングライフビル推進協会　事業推進部
TEL:03-5408-9830　FAX:03-5408-9840

４．評定申込

- 事務局から通知された評定申込を行うべき時期までに4.1の評定申込書と4.2の評定申込書に添付する図書（以下、申込書と図書を併せて「評定用図書」という。）を送付して、評定の申込みを行っていただきます。（細則第1　1.2.1）
- 評定の申込みにあたっては、評定申込等通知書で通知した時期までに評定料を指定の口座にお振り込み下さい。

4.1　評定申込書

- 耐震診断の評定の場合は、12 ページの①の耐震診断評定申込書（様式３―１）、耐震改修計画の評定の場合は、14 ページの②の耐震改修計画評定申込書（様式３―２）に必要事項を記載していただきます。
- 申込書には評定対象の他､評定審議を適切かつ効率よく進めるため診断結果の概要や耐震改修計画の概要等以下の事項を的確に記載下さい。

①耐震診断の評定申込書への記載事項

１．評定対象等

２．評定対象建築物概要等

・建築物の名称、所在地、用途、構造・規模等の概要について、誤りがないか確認のうえ記載下さい。（特に、延べ面積が、建物所有者の保有している施設台帳と異なっていることが審査後に分かるケースが多いので、申込み時点からご留意下さい。）

３．診断結果の概要

・現地調査の結果及び材料強度について記載下さい。

・対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針については、現地調査の結果を踏まえた耐震診断の内容となっているか、建物の架構にあったモデル化となっているか等確認し、的確に記載下さい。

・耐震性能については、建物の現状の耐震性能について、階毎に破壊形式、Is 値、C_T・S_D 値等を記載し、判定指標と比較して OK だったのか､NG だったのか､記載下さい。耐震診断に補強の方針を含む場合は、補強後の耐震性能について、階毎に破壊形式、Is 値、C_T・S_D 値等を記載し、判定指標と比較して OK だったのか、NG だったのか、記載下さい。

・耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等を的確に記載下さい。

・補強方針を検討する場合は、補強工法の案を記載下さい。

②耐震改修計画の評定申込書への記載事項

１．評定対象等

２．評定対象建築物概要等

・建築物の名称、所在地、用途、構造・規模等の概要について、誤りがないか確認のうえ記載下さい。（特に、延べ面積が、建物所有者の保有している施設台帳と異なっていることが審査後に分かるケースが多いので、申込み時点からご留意下さい。）

３．診断結果の概要

・現地調査の結果及び材料強度について記載下さい。

・対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針については、現地調査の結果を踏まえた耐震

診断の内容となっているか、建物の架構にあったモデル化となっているか等確認し、的確に記載下さい。

・耐震性能については、建物の現状の耐震性能について、階毎に破壊形式、Is 値、C_T・S_D 値等を記載し、判定指標と比較して OK だったのか、NG だったのか、記載下さい。

・耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等を的確に記載下さい。

・耐震診断の評定を受けている場合は、評定を受けた判定機関と委員会名を記載下さい。

４．耐震改修計画の概要

・耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等を的確に記載下さい。

・耐震改修の方針については、耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等の内容を踏まえて、どのような改修方針とし、補強の工法を選定したのか的確に記載下さい。

・補強工法については、X 方向、Y 方向毎に選定した工法を記載下さい。

・耐震性能については、改修前の耐震性能と改修後の耐震性能を、それぞれ階毎に破壊形式、Is 値、C_T・S_D 値等を記載し、判定指標と比較して OK だったのか、NG だったのか、記載下さい。

・耐震改修についての所見と、施工時の留意点を的確に記載下さい。

①耐震診断評定申込書

様式−3−1

（東京委員会）

耐震診断評定申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会長　　殿

下記の建築物について評定を申込みます。

住所

名称

1．評定対象等

評定の対象	1．耐震診断 2．耐震診断（補強の方針を含める。）
評定書発行先	（評定書発行先と申込者が違う場合は記載ください。）
耐震診断者の氏名又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2．評定対象建築物概要等

建物概要	（1） 建物名称				
	（2） 所在地				
	（3） 用途				
	（4） 構造・規模	構造形式　1）RC造　2）S造　3）SRC造　4）その他			
		地上　階・地下　階・塔屋　階			
		特徴			
	（5） 竣工年月日	年　月	確認申請　年　月		
	（6） 面積	建築面積　㎡	延べ面積　㎡		
	（7） 階高				
	（8） 架構形式	X 方向	スパン数		
		Y 方向	スパン数		
	（9） 地盤	表層（　）・支持層（　）・GL　m			
	（10） 基礎	杭基礎　直接基礎			
	（11） 履歴等	意匠図	1．有 ／ 2．無		
		構造図	1．有 ／ 2．無		
		構造計算書	1．有 ／ 2．無		
		地質調査書等	1．有 ／ 2．無		

3. 診断結果の概要

現地調査結果及び材料強度	（1）コンクリート	設計基準強度			N/mm^2
		圧縮強度試験結果（平均値−標準偏差/2）			N/mm^2
		耐震診断での採用強度			N/mm^2
	（2）鉄筋	主筋		診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
	（3）鉄骨				
	（4）中性化深さ	平均　mm		最大　mm	
	（5）現地調査の所見				
対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針					

耐震性能	診断基準		＊診断次数も記載する。															
	電算ソフト																	
	判定指標		Iso＝　$C_T \cdot S_D$ ≧　＊鉄骨造の場合はq値とする。															
	経年指標		T=															
	現状の診断結果	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定
	補強後の耐震性能 補強方針による	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定
耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等																		
補強工法の案			（補強方針を検討する場合補強工法の案）															

その他

備考	

②耐震改修計画評定の申込書

様式-3-2

（東京委員会）

耐震改修計画評定申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会長　　山 内　　隆 司　　殿

下記の建築物について評定を申込みます。

住所

名称

1. 評定対象等

評定の対象	1. 耐震改修計画 2. 耐震改修計画（耐震診断の評定を省略） ＊2の場合、耐震診断に係る評定を受けた判定機関名を記載 （　　）
評定書発行先	（評定書発行先と申込者が違う場合は記載ください。）
耐震改修計画者の氏名又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2. 評定対象建築物概要等

建物概要	（1） 建物名称				
	（2） 所在地				
	（3） 用途				
	（4） 構造・規模	構造形式　1）RC造　2）S造　3）SRC造　4）その他			
		地上　　階・地下　　階・塔屋　　階			
		特徴			
	（5） 竣工年月日	年　　月	確認申請　　年　　月		
	（6） 面積	建築面積　　㎡	延べ面積　　㎡		
	（7） 階高				
	（8） 架構形式	X 方向 Y 方向	スパン数 スパン数		
	（9） 地盤	表層（　　）・支持層（　　）・GL　　m			
	（10） 基礎	杭基礎　　直接基礎			
	（11） 履歴等	意匠図	1. 有 ／ 2. 無		
		構造図	1. 有 ／ 2. 無		
		構造計算書	1. 有 ／ 2. 無		
		地質調査書等	1. 有 ／ 2. 無		

3. 診断結果の概要

現地調査結果及び材料強度	（1）コンクリート	設計基準強度			N/mm^2
		圧縮強度試験結果（平均値−標準偏差/2）			N/mm^2
		耐震診断での採用強度			N/mm^2
	（2）鉄筋	主筋		診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
	（3）鉄骨				
	（4）中性化深さ	平均　　mm		最大　　mm	
	（5）現地調査の所見				
対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針					

耐震性能	診断基準	＊診断次数も記載する。
	電算ソフト	
	判定指標	Iso＝　　$C_T \cdot S_D$　≧　　＊鉄骨造の場合はq値とする。
	経年指標	T=

現状の診断結果	階	X方向								Y方向							
		破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定

耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等	

その他

備考	

4. 耐震改修計画の概要書

耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等		
耐震改修計画	耐震改修の方針	
	補強工法	X方向 / Y方向
耐震性能	診断基準	＊診断次数も記載する。
	電算ソフト	
	判定指標	Iso＝　　$C_T \cdot S_D$　≧　　＊鉄骨造の場合はq値とする。
	経年指標	T=

	階	X方向								Y方向							
		破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定
改修前																	

	階	X方向								Y方向							
		破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定
改修後																	

耐震改修についての所見、施工時の留意点等	

4.2　評定申込書に添付する図書の構成

- 評定申込書には、耐震診断の評定の場合は（１）に示す項目で構成した資料を、耐震改修計画の評定の場合は（２）に示す項目で構成した資料を、それぞれ添付して下さい。

（１）耐震診断の場合

①RC 造の耐震診断の場合

項目	記載する事項等	備考
1 現況建物の概要		
１－１　建物概要		○
１－２　使用材料		○
１－３　設計図書の有無		○
１－４　配置図・平面図・立面図		○
2 現地調査結果の概要		
２－１　コンクリート圧縮強度試験の結果		○
２－２　非構造部材の取り付け状況等		○
２－３　その他		△
3 現況建物の耐震診断		
３－１　診断方針とモデル化	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重	○
３－２　診断結果	志賀マップも記載	○
３－３　診断結果に対する所見		○
３－４　経年指標		
３－５　形状指標	偏心率や剛重比の値も明記	
３－６　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。	○
3-7　Ｃ－Ｆ関係図	採用C，F値の箇所にマーク	○
3-8　第２種構造要素等の検討	必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。	△
3-9　過去の診断結果と今回の結果との比較	過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。	△
3-10　屋根床版の検討（省略可）	屋根床版が鉄骨造の場合は３－９までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠	△
（1）　屋根床版の応力計算		
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時	
（3）　ゾーニングIs値計算	（２）の結果，屋根床版のIsがIso未満の場合	
（4）　接合部詳細等の検討	屋根床版支持部などについて，必要に応じて記載	
4 耐震補強（補強方針がある場合）	補強後建物の耐震診断結果と所見	
4-1　補強の基本的な考え方		○
4-2　補強部材の配置案		○
4-3　補強後の耐震性能		○
4-4　補強効果に関する所見		○
4-5　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。	
4-6　Ｃ－Ｆ関係図	診断結果を併記：採用C，F値の箇所にマーク	○
4-7　第２種構造要素等の判定結果	必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。	△
5 その他　図面集		
既存図面		
現地調査結果の報告書		
電算資料	耐震診断のもの（補強方針の電算は除く）	

＊評定委員会においては、備考欄に「○」を付けている資料と「△」を付けている資料で必要なものを準備していただくことになります。

②S 造の耐震診断の場合

項目	記載する事項等	備考
1 現況建物の概要		
１－１　建物概要		○
１－２　使用材料		
１－３　設計図書の有無		
１－４　配置図・平面図・立面図		○
2 現地調査結果の概要	調査写真の位置を図面上に明記すること	○
２－１ 建物外観状況	構造部材の錆び，ブレースの変形，不同沈下，全体の傾斜，など	○
２－２ 柱脚の状況	写真と詳細寸法図	○
２－３ 柱梁接合部の状況	写真と詳細寸法図	○
２－４ ブレース接合部の状況	写真と詳細寸法図	○
２－５ その他		△
3 現況建物の耐震診断	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重	
３－１　診断方針とモデル化		○
３－２　診断結果		○
３－３　診断結果に対する所見		○
３－４　柱軸力と層重量の計算		○
３－５　保有水平耐力の算定	X,Y方向ともに下記の内容を記載 層せん断力分布係数Ａｉの算定 部材の終局耐力の算定 靭性指標Ｆ，構造耐震指標Is，保有水平耐力に係る指標ｑの算定	○ ○
3-6　屋根床版の検討	「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠	○
(1)　屋根床版の応力計算		○
(2)　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時	○
(3)　ゾーニングIs値計算		○
(4)　接合部詳細等の検討		○
4 耐震補強(補強方針がある場合)	補強後建物の耐震診断結果と所見	
4-1　補強の基本的な考え方		○
4-2　補強部材の配置案		○
4-3　補強後の耐震性能		○
4-4　補強効果に関する所見		○
4-5　保有水平耐力の算定		○
5 その他　図面集		
既存図面		
現地調査結果の報告書		
電算資料	耐震診断のもの（補強方針の電算は除く）	

＊評定委員会においては、備考欄に「○」を付けている資料と「△」を付けている資料で必要なものを準備していただくことになります。

（２）耐震改修計画の場合

①RC 造の耐震改修計画の場合

項目	記載する事項等	備考
1 現況建物の概要		
１－１　建物概要		○
１－２　使用材料		○
１－３　設計図書の有無		○
１－４　配置図・平面図・立面図		○
2 現地調査結果の概要		
２－１　コンクリート圧縮強度試験の結果		○
２－２　非構造部材の取り付け状況等		○
２－３　その他		△
3 現況建物の耐震診断		
３－１　診断方針とモデル化	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重	○
３－２　診断結果	志賀マップも記載	○
３－３　診断結果に対する所見		○
３－４　経年指標		
３－５　形状指標	偏心率や剛重比の値も明記	
３－６　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。	○
3-7　C－Ｆ関係図	採用C，F値の箇所にマーク	○
3-8　第２種構造要素等の検討	必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。	△
3-9　過去の診断結果と今回の結果との比較	過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。	△
3-10　屋根床版の検討（省略可）	屋根床版が鉄骨造の場合は３－９までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠	△
（1）　屋根床版の応力計算		
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時	
（3）　ゾーニングIs値計算	（２）の結果，屋根床版のIsがIso未満の場合	
（4）　接合部詳細等の検討	屋根床版支持部などについて，必要に応じて記載	
4 耐震改修	補強後建物の耐震診断結果と所見	
4-1　補強の方針		○
4-2　補強位置図		○
4-3　補強後の耐震性能		○
4-4　補強結果に対する所見		○
4-5　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。	
4-6　C－Ｆ関係図	診断結果を併記：採用C，F値の箇所にマーク	○
4-7　第２種構造要素等の判定結果	必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。	△
4-8　補強詳細図	補強部材の詳細図、仕様書等	○
4-9　施工時の留意点		○
5 その他　図面集		
既存図面		
現地調査結果の報告書		
電算資料	耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける	

＊評定委員会においては、備考欄に「○」を付けている資料と「△」を付けている資料で必要なものを準備していただくことになります。

②S 造の耐震改修計画の場合

項目	記載する事項等	備考
1 現況建物の概要		
1－1　建物概要		○
1－2　使用材料		
1－3　設計図書の有無		
1－4　配置図・平面図・立面図		○
2 現地調査結果の概要	調査写真の位置を図面上に明記すること	○
２－１ 建物外観状況	構造部材の錆び，ブレースの変形，不同沈下，全体の傾斜，など	○
２－２ 柱脚の状況	写真と詳細寸法図	○
２－３ 柱梁接合部の状況	写真と詳細寸法図	○
２－４ ブレース接合部の状況	写真と詳細寸法図	○
２－５ その他		△
3 現況建物の耐震診断	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重	
3－1　診断方針とモデル化		○
3－2　診断結果		○
3－3　診断結果に対する所見		○
3－4　柱軸力と層重量の計算		○
3－5　保有水平耐力の算定	X,Y方向ともに下記の内容を記載 層せん断力分布係数Ａｉの算定 部材の終局耐力の算定 靭性指標Ｆ，構造耐震指標Is，保有水平耐力に係る指標ｑの算定	○ ○
3-6　屋根床版の検討	「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠	○
（1）　屋根床版の応力計算		○
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時	○
（3）　ゾーニングIs値計算		○
（4）　接合部詳細等の検討		○
4 耐震改修	補強後建物の耐震診断結果と所見	
4-1　補強の方針		○
4-2　補強位置図		○
4-3　補強後の耐震性能		○
4-4　補強結果に対する所見		○
4-5　保有水平耐力の算定		○
4-6　補強詳細図	補強部材の詳細図、仕様書等	○
4-7　施工時の留意点		○
5 その他　図面集		
既存図面		
現地調査結果の報告書		
電算資料	耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける	

＊評定委員会においては、備考欄に「○」を付けている資料と「△」を付けている資料で必要なものを準備していただくことになります。

５．事前審査

5.1　事前審査書類

- 評定用図書は、耐震診断の評定の場合は３部、耐震改修計画の評定の場合４部を事務局に送付下さい。

5.2　事前審査の審査への対応

- 評定申込等通知書で通知した日に、事前審査チームのメンバー（以下「担当チーム」という。）から、原則として、BELCA 会議室で、直接依頼者（構造について意見を聴いた者を含む。以下同じ。）に、評定用図書にかかる質問、意見又は不備等（以下「指摘事項等」という。）について指摘等を行います。（細則第２　2.3.3）

  （注）：事前審査チームは、学識経験者委員を主査とし、次の区分に応じて構成されます。

  耐震診断　　：学識経験者委員１名及び事前審査員１名の計２名

  耐震改修計画　　：学識経験者委員１名及び事前審査員 1～2 名の計 2～3 名

- 評定用図書に対する指摘事項等への対応については、事前審査指摘事項等回答書（様式４）に対応等をまとめ、必要に応じて評定用図書の変更等を行い、原則として、BELCA 会議室で、依頼者から担当チームに事前審査指摘事項等回答書等により説明して、確認を受けていただきます。（細則第２　2.3.4）
- 指摘事項等への対応についてさらに担当チームから指摘事項等があるときは、再度、指摘事項等について事前審査指摘事項等回答書に対応等をまとめ、必要に応じて評定用図書の変更等を行った後、原則として、BELCA 会議室で、依頼者から担当チームに事前審査指摘事項等回答書等により説明して、確認を受けていただきます。（細則第２　2.3.5）
- 事前審査を終えた後、指摘事項等について対応し必要に応じて変更した評定用図書（一式）をとりまとめ、事務局にお送りいただきます。

（注）：BELCA 会議室にて、担当チームに指摘事項等回答書等による指摘事項等への対応の説明とその確認を受ける回数は 2 回を標準とし、3 回以上の確認を受ける必要がある場合は、3 回目から評定料の加算が発生します。）

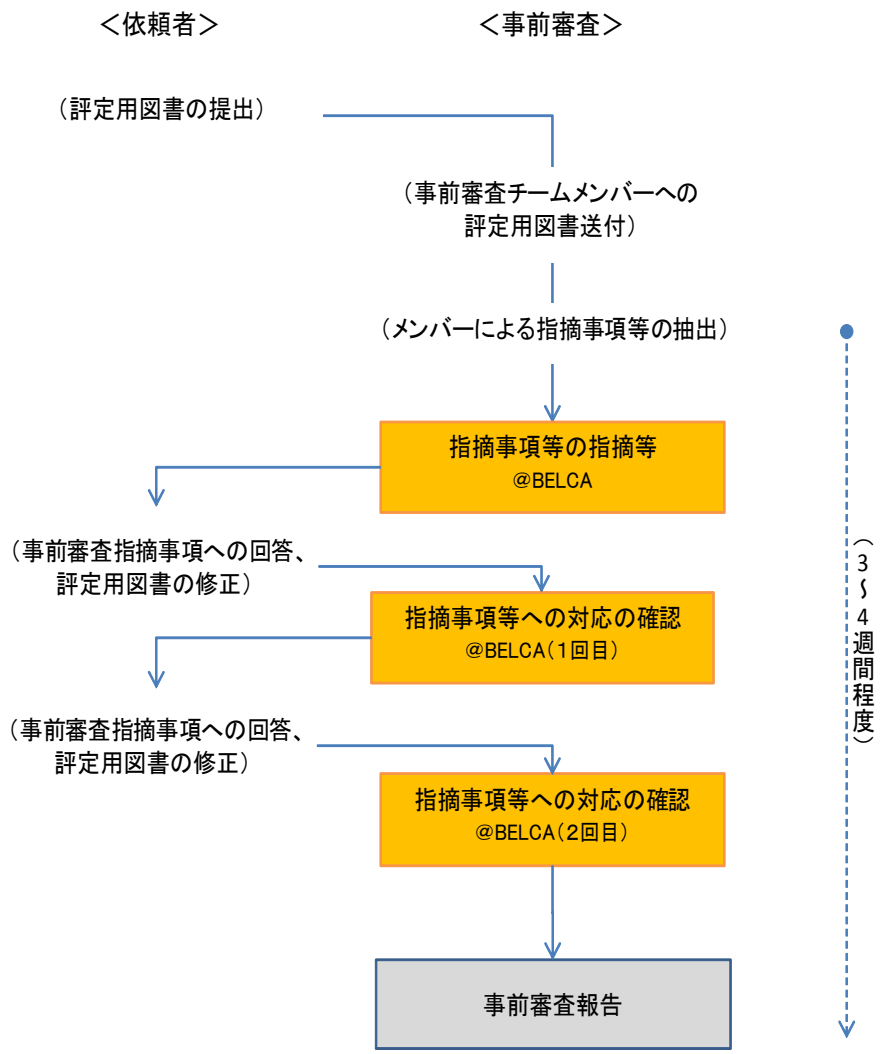

図２　事前審査のフロー（標準的な場合）

5.3　事前審査報告

- 指摘事項等が無く事前審査を終えた場合、又は、指摘事項等への対応の確認がなされて事前審査を終えた場合は、担当チームの主査より事前審査の結果が委員長に報告されます。（細則第22.3.6）

６．評定委員会の審議

6.1　評定委員会の開催

- 評定委員会は、原則、月に１回開催を予定します。
- 評定委員会の開催予定日は、依頼者が計画的に申込みの準備ができるよう、また、評定発行書希望時期が選定できるよう、BELCA のホームページで公表します。

6.2　委員会の審議への対応

- 評定委員会の審議においては、事前審査の主査を担当委員とし、担当委員より事前審査報告書と評定委員会用資料（注）を用いて事前審査の経緯及び結果が説明なされます。（細則第3　3.1.2）
- 評定委員会用資料は、依頼者に評定委員会で必要となる部数（１０部）をご用意いただきます。

  （注）：評定委員会の審議にあっては、5.2で事務局に送付いただいた資料から、4.2の評定申込書に添付する図書の構成で示す表（ｐ17～20参照）の備考欄に「○」又は「△」を付したものを抜粋して、評定用委員会資料を作成していただきます。（「△」の資料の要否については、別途事務局より通知します。）
- 委員会において、質問、意見又は不備等の指摘があるときは、原則として、評定委員から直接依頼者に指摘事項等の指摘等を行います。（細則第3　3.1.3）

  （委員会の場で、説明・回答できるものについては、その場でご回答いただきます。）
- 委員会で指摘事項等の指摘等を受けた場合、指摘事項等についての対応等を記載した指摘事項等回答書（様式６）と、必要に応じて変更した評定用図書とをあわせて事務局に提出いただきます。その後、事務局より、担当委員へ指摘事項等回答書と必要に応じて変更した評定用図書を送付し、担当委員に回答と変更の内容について確認いただきます。（細則第3　3.1.4）
- 担当委員が、確認のために指摘事項等回答書と必要に応じて変更した評定用図書について依頼者より説明を受ける必要があると判断した時は、BELCA会議室にて、依頼者から担当委員等に指摘事項等回答書等により説明して、確認を受けていただきます。（細則第3　3.1.5）
- 評定委員会の審議を終えた後、指摘事項等について対応し必要に応じて変更した評定用図書（一式）（最終版）をとりまとめ、事務局にお送りいただきます。

（注1）：委員会で指摘された指摘事項等について、BELCA会議室にて、担当委員等へ指摘事項等回答書等により説明を行い、それへの対応の確認を受ける必要がある場合は、追加の評定料が発生いたします。

（注2）：委員会の開催は1回を想定しておりますが、2回以上委員会を開催して審議を行う必要がある場合は、追加の評定料が発生いたします。

6.3　評定報告

- 評定委員会の審議を終えたときは、委員長より委員会の審議結果が会長に報告されます。

７．評定書の交付

- 評定委員会の審議の結果が評定報告書として会長に提出され、評定料の納付が確認された後、次の評定書を交付いたします。（細則第４　4.2.3）
- 東京都においては、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定に際しては、東京都が指定する専門機関での評定を取得することを義務付けております。当協会は、平成 25 年 9 月 19 日付で東京都と「耐震改修計画の技術評定に関する協定書」を締結し、東京都が指定する専門機関となりました。

①耐震診断の場合

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　SN　－　25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震診断については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

②耐震診断の場合（補強方針を含む）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　SN　－　25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震診断及び補強の方針については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

③耐震改修計画の場合

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　－　25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

④耐震改修計画で診断評定を省略する場合（BELCA の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　 -　 25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

⑤耐震改修計画で診断評定を省略する場合（他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　 -　 25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に○○○○の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

８．評定料

（１）評定料

- 評定料は、対象となる建築物の延べ面積に応じて、以下の表の通りです。

表１　耐震診断の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
2,000 ㎡以下	180,000 円	165,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	220,000 円	200,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	320,000 円	295,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	375,000 円	345,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表2　耐震診断（補強方針を含むもの）の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
2,000 ㎡以下	210,000 円	190,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	265,000 円	235,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	365,000 円	330,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	420,000 円	380,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表3　耐震改修計画の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
3,000 ㎡以下	325,000 円	295,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	430,000 円	390,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	540,000 円	495,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	650,000 円	590,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表4　耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
3,000 ㎡以下	245,000 円	220,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	305,000 円	275,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	375,000 円	340,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	430,000 円	390,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

＊次の場合は、会員扱いの評定料といたします。

・依頼者が当協会会員の場合

・当協会の会員が当該の耐震診断又は耐震改修にあたって構造について意見を述べた場合

・評定書の発行先が当協会の会員の場合

（２）評定料の割引について

- 依頼者又は評定料支払者が、耐震診断（補強方針を含むものを含む。）の評定、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定又は耐震改修計画の評定を同時に 3 件以上申し込む場合の評定料は、それぞれ（１）に定める額から、耐震診断の評定にあっては 5%を、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定にあっては 10%を、耐震改修計画の評定にあっては 15%を割り引いた額といたします。

（３）評定料の追加について

- 事前審査において、事前審査チームの指摘等に対して、依頼者より延べ3回以上の説明を受けて対応の確認を行う必要がある場合、並びに、評定委員会において出された指摘事項等への回答について依頼者より説明を受けて確認する必要がある場合については、耐震診断の評定にあっては表5に示す追加料金を、耐震改修計画の評定にあっては表6に示す追加料金を、それぞれ1回行うごとに評定料に加算いたします。

表5　耐震診断にかかる追加の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般・会員
2,000 ㎡以下	28,000 円
2,000 ㎡超え 5,000 ㎡以下	33,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	38,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	43,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額

表6　耐震改修計画にかかる追加の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般・会員
3,000 ㎡以下	53,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	63,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	68,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	78,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額

- 委員会の開催は1回を想定しておりますが、2回以上委員会を開催して審議を行う必要がある場合は、1回行うごとに80,000円（税抜）を評定料に加算いたします。
- その他特別な事情がある場合については、事情に応じて金額を増減額することとしております。

９．その他

（１）申込みの取下げ

- 申込みを取下げる場合には、取下げ理由を明記した「評定申込取下届（様式9）」を提出いただきます。（細則第5　5.1.1）
- 申込みを取下げる場合には、その時期に応じて、評定料のうち次の額を負担いただき、評定申込時に納付いただいた評定料との差額について精算いたします。ただし、追加の評定料については、返金いたしません。（細則第5　5.1.2）

  ①評定申込後、委員会開催日前までに取下げる場合　50%

  ②委員会開催日以降に取下げる場合　100%。
- 複数棟の評定を同時に申込みいただき割り引いた評定料を算出した場合において、申込みを取下げる場合は、当該案件の取下げ分について29ページの（１）の評定料の金額に対して、上記の額を負担いただきます。また、取下げた申込みを除いた残りの申込みに対して、改めて評定料を算定いたします。（細則第5　5.1.3及び5.1.4）

（２）過去に評定した改修計画に変更があった場合の取り扱い

- 当協会で評定を行った耐震改修計画が変更された場合の変更後の耐震改修計画の評定について、委員長が変更前の改修計画の評定の審議を活かして審議を行うことができると判断したときは、適宜、事前審査の全部又は一部の省略、評定委員会の書面による審議が行えることとしております。（細則第５　5.2）

耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱

平成 25 年 9 月 3 日制定
公益社団法人ロングライフビル推進協会

（目　的）

第１条　この業務要綱は、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）が行う、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 法律第 123 号）第４条第１項に基づく平成 18 年国土交通省告示第 184 号（以下「告示」という。）の別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(以下「指針」という。)に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修計画に係る評定を行う業務に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（評定対象）

第２条　評定対象は、次の各号に定めるとおりとする。

一　耐震診断の評定

建築物の耐震診断についての評定をいう。

二　耐震改修計画の評定

建築物の耐震診断及びそれに基づく耐震改修にかかる計画についての評定をいう。

（評定の申込み）

第３条　耐震診断又は耐震改修計画の評定を受けようとする者（以下、「依頼者」という。）は、別に定めるところにより、評定の申込書（以下「申込書」という。）に関係書類を添付して会長に提出するものとする。

（報告及び調査）

第４条　会長は、評定に関し必要があると認めるときは、依頼者（依頼者が当該建築物の所有者でない場合は所有者を含む。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその承認を得て調査を行うことができる。

（評定）

第５条　会長は、第３条による評定の申し込みがあったときは、次条に規定する評定委員会における審議の報告書（以下「評定報告書」という。）に基づき評定し、依頼者に対して評定書を交付する。

２　評定委員会は、耐震診断の評定の場合は、その耐震診断が指針の第１に定める方法により適正に行われているか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、その耐震改修計画が指針の第２に定める基準に適合しているか否か、又は、同基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能を有しているか否かを審議し、その結果を評定報告書として会長に提出するものとする。

３　第１項の定めにかかわらず、依頼者より、建築物の所有者等の同意を得て評定書の交付先を建築物の所有者等としたい旨の申し出があった場合、会長は、当該建築物の所有者等に評定書を交付することができる。

（評定委員会）

第６条　評定委員会は、第三者性の確保に留意しつつ、建築構造に関し学識経験を有する者（以

下「学識経験者委員」という。）及び建築構造に関し高度な技術を有する実務者で構成する。
2　評定委員会は地域別に設置し、それぞれの地域ごとに設置及び運営に関する事項を定めるものとする。
3　委員長は学識経験者委員から選定する。
4　委員は、委員及びその所属団体が関与する評定対象についての評定には参画できない。

（評定料）
第７条　依頼者は、評定に関し別に定めるところにより評定料を協会に納入しなければならない。

（秘密保持義務）
第８条　協会の役員及び職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく評定委員及び評定委員であった者を含む。）は、評定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（評定の取り消し）
第９条　会長は、評定が偽りその他不正な手段により評定を受けたものであることが判明した場合、その評定を取り消すことができる。
2　会長は、評定を取り消したときは、評定書を交付した者に対し、評定を取り消した理由を付してその旨を通知する。

（図書等の保存）
第 10 条　評定書（副本）、評定報告書、申込書（以下、「図書等」という。）を保存するものとし、保存期間は評定書を発行してから 15 年間とする。
2　前項に掲げる図書等は、事務所内の施錠のできる室又はロッカー等に保存する等、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。
3　前項の保存は、図書等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを適切に保存することによって行うことができる。
4　審査中の図書等は、審査のため特に必要がある場合を除き、事務所内の施錠のできる室又はロッカー等に保管することとする。
5　本条の定めは、取り下げられたものについては適用しない。

（雑　則）
第 11 条　この業務要綱に定めるもののほか、評定業務の実施に必要な事項について別に定めるものとする。

（附　則）
1　この業務要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
2　この業務要綱の施行にあわせて、「建築物の耐震診断に係る評価業務実施要領」（平成 13 年 7 月 1 日、決裁番号 195 号）及び「耐震改修評定業務実施要領」（平成 14 年 11 月 18 日、決裁番号 524 号）は廃止する。

（附　則）
1　この業務要綱は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

（附　則）
1　この業務要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領

平成 25 年 9 月 3 日制定
公益社団法人ロングライフビル推進協会

（委員会の設置）
第１条　耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱（以下「業務要綱」という。）第６条第２項に基づき、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会は、業務要綱第 5 条第 1 項の評定を当委員会の評定報告書に基づいて行う耐震診断又は耐震改修計画の評定に係る審議を行う。
３　委員会は、外部の建築構造に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者委員」という。）もしくは高度な技術を有する実務者 5 名以上 10 名以下（そのうち学識経験者委員が過半数以上）で構成する。

（委員の委嘱及び任期）
第２条　委員長及び委員は会長が委嘱する。
２　委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
３　交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
４　増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員会の運営）
第３条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、委員会の議事を主宰する。
３　委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。
４　委員会は、東京都内で開催する。

（定足数）
第４条　委員会は、委員の半数以上かつ学識経験者委員の半数以上の出席をもって成立する。
２　委員からの書面その他による意見又は賛否の意思表示は、当該委員が出席した場合のものとみなすものとする。

（審　議）
第５条　委員会による耐震診断及び耐震改修計画の評定にかかる審議は、出席委員の過半数以上かつ出席した学識経験者委員の過半数以上の賛成をもって議決する。
２　耐震改修計画の評定で、当該耐震改修が過去に協会が評定した耐震診断に基づくものである場合は、耐震改修計画の評定において対象となる耐震診断についての評定は省略することができる。
３　耐震改修計画の評定で、当該耐震改修が過去に「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）に参加し、かつ、全国耐震ネットワーク委員会にその耐震判定委員会を登録している団体（評定申込にかかる建築物が東京都内の場合は東京都と「耐震改修計画認定の事務処理に関する要綱」第４に基づく協定を締結した団体に限る。）が評定したものに基づくものである場合は、耐震改修計画の評定において対象となる耐震診断についての評定は協会が行ったものとみなし省略する

ことができる。

4　前項により協会の行った耐震診断の評定とみなして、耐震改修計画の評定を行った場合は、その旨を評定書に明記する。

（事務局）

第６条　委員会事務局は協会事務局（担当：事業推進部）が行う。

（雑　則）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附　則）

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（附　則）

この要領は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

耐震診断・耐震改修計画評定業務（東京委員会） 実施細則

平成 25 年 9 月 3 日制定
公益社団法人ロングライフビル推進協会

第1　評定の申込

1.1 事前申込

1.1.1　事前申込

公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に東京委員会の評定報告書に基づく耐震診断又は耐震改修計画の評定（以下「評定」という。）の依頼を行う者（以下「依頼者」という。）は、評定の申込みに先だって、評定対象の別、評定の対象となる建築物の用途・構造・構造・延べ面積のほか以下の事項を明らかにした「耐震診断・耐震改修計画評定 事前申込書（様式1）」（以下「事前申込書」という。）により事前申込を行うものとする。この場合、評定の対象となる建築物は棟毎とし、エキスパンション・ジョイントによって分割されているときは別棟とみなす。

（１）評定料支払者（依頼者と異なる場合）

評定料の支払者が評定の依頼者と異なる場合は、評定料支払者の名称等を明記するとともに押印すること。

（２）耐震診断に補強方針を含む場合はその旨

耐震診断には補強方針（当該建築物の目標とする耐震性能の設定、並びに、目標耐震性能を達成するための当該建築物の構造モデルにおける補強工法及び補強工法にかかる補強部材の数量と配置に関する概略の方針をいい、補強工法を実施する場合の構造部材の詳細設計、部材相互間の接合部の応力伝達や、建物の機能性の確保、補強工法の施工性等に関する事項は含まない。）を含むことができ、補強方針を含む場合はその旨を明らかにすること。

（３）評定書発行希望時期

1.1.2　所管行政庁との対応

依頼者は、耐震診断又は耐震改修計画に関して所管行政庁と関係法令等にかかる確認を行うことが必要な場合は、事前申込みに先立って、原則として、所要の対応を行っておくものとする。

1.1.3　評定申込の時期等の通知

事務局は、事前申込を受けた場合、事前審査チームを編成した上で、評定申込みを行うべき時期、評定料の額及び納付時期、事前審査の予定、評定委員会の予定、評定書の交付時期の見込等を事前申込通知書（様式２）により通知する。

1.2 評定申込

1.2.1　評定申込

依頼者は、1.1.3で事務局から通知された評定申込を行うべき時期までに「耐震診断評定申込書」（様式３－１）又は「耐震改修計画評定申込書」（様式３－２）に評定~~審査~~に必要な図書で別表に定めるものを添付（以下、申込書と別表に定める図書を併せて「評定用図書」という。）して提出し、評定の申し込みを行うものとする。

なお、耐震診断評定を省略する場合は、過去に診断の評定を受けた診断評定に関する書類を添付するものとする。

1.2.2　申込書の不備への対応

事務局は、提出された評定用図書等に不備・不足があると判断した場合は、追加又は修正を求めることができる。

第2 事前審査

2.1 事前審査

耐震診断又は耐震改修計画の評定については、委員会の審議を効率よく行うため、委員会に先だって事前審査を行うものとする。

2.2 事前審査の体制

2.2.1　2.1の事前審査は、次の区分に応じて委員長が指名して構成する事前審査チームにより行う。

（１）耐震診断の事前審査チーム

「耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第１条第２項に定める学識経験者委員（以下同じ。）１名及び事前審査員1名の計2名

（２）耐震改修計画の事前審査チーム

学識経験者委員１名及び事前審査員 1～2 名の計 2～3 名

2.2.2　事前審査チームの主査は、学識経験者委員とする。

2.2.3　事前審査員は、建築構造に高度な技術を有する実務者について会長が委嘱した者とする。

2.2.4　事前審査チームの編成にあたっては、評定の対象となる耐震診断又は耐震改修計画が、事前審査チームの学識経験者委員、事前審査員及びその関係団体が関与するものでないように編成する。

2.3 事前審査の方法

2.3.1　事前審査チームは、耐震診断の評定の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年 法律第123号）第4条に基づく平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）の別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「指針」という）第１に定める方法に基づく適正なものか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、指針の第２に定める基準に適合しているか否か、又は、指針の第１に定める基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能（以下「目標耐震性能」という）（以下、指針の第２及び目標耐震性能をあわせて「指針の基準等」という。）を満たしているか否かを確認する。

2.3.2　事前審査チームの各メンバーは、事務局より送付を受けた1.2.1の評定用図書について、質問若しくは意見又は不備等（以下「指摘事項等」という。）を抽出するものとする。この場合、送付を受けた評定用図書について指摘事項等が無い場合は、その旨を事務局に通知する。

2.3.3　事前審査チームの各メンバーは、原則として、面談の上で、2.3.2の指摘事項等について指摘等を行う。

2.3.4　依頼者は、指摘事項等について指摘等を受けた場合、「事前審査指摘事項等回答書（様式４）」に対応について記載し、必要に応じて評定用図書に所要の修正等を行う。事前審査チームは、原則として、面談の上で、事前審査指摘事項等回答書等について依頼者より説明を受けて2.3.1の確認を行う。

2.3.5　2.3.4の確認にあたり、質問若しくは意見又は不備等の指摘等がある場合は、事前審査チームは、2.3.3と同様に、依頼者にこれに対する事前審査指摘事項等回答書の提出を求め、必要に応じて依頼者から説明を受けて、確認を行うことができる。

2.3.6　主査は、2.3.2で事務局より送付を受けた評定用図書で2.3.1の確認ができた場合、

又は、2.3.4の確認を行ったときは、耐震診断の評定の場合は、指針の第１に定める方法に基づく適正なものか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、指針の基準等に対する適合状況を明らかにした「事前審査報告書（様式５）」を作成し、委員長に報告する。

第3　評定委員会による審議

3.1.1　耐震診断又は耐震改修計画の評定にかかる評定委員会による審議は、原則として委員会を開催して行う。ただし、2.3.5の報告を受けた委員長が書面による審議で足りると判断した場合は、要領第4条第2項に基づく書面により審議を行うことができる。

3.1.2　評定委員会の審議においては、事前審査の主査を担当委員とし、担当委員が事前審査の経緯及び結果について説明を行う。

3.1.3　委員会の審議における質問、意見又は不備等の指摘等について、原則として、委員会において依頼者に対して直接に指摘事項等の指摘等を行う。ただし、担当委員の判断によって、事務局において指摘事項等として取りまとめ、委員長と主査の了承を得て依頼者に通知することができるものとする。

3.1.4　依頼者は、3.1.3の委員会における指摘等又は通知を受けた指摘事項等について、「指摘事項等回答書（様式６）」に対応を記載し、必要に応じて評定用図書に所要の修正を行い、事務局に提出するものとし、事務局は提出を受けた指摘事項等回答書等を担当委員に送付する。

3.1.5　担当委員は、3.1.4の指摘事項等回答書等によって当該耐震診断が指針の第1に定める方法に基づく適正なものであると確認したとき、又は、改修計画が指針の基準等に適合していると確認したときは、その旨を明らかにして委員長の確認を受けるものとする。

担当委員が適合についての確認をする場合、指摘事項等回答書等について依頼者より説明を受けて確認する必要があると判断したときは、担当委員は、必要に応じて事前審査員とともに依頼者より説明を受けて確認するものとする。

3.1.6　委員長が3.1.5の担当委員の確認と同様の確認をした場合は、原則として要領第４条第２項に基づく書面によって審議を行う。ただし、3.1.3の委員会において、指摘事項等への対応の確認を3.1.5による確認で足りると議決したときは、委員会の審議を省略することができる。

3.1.7　委員長は、評定委員会で3.1.2の説明を受けて指摘事項等が無く審議を終えた場合、又は、3.1.6で審議を終えた場合（ただし書きにより指摘事項等への対応の確認を終えた場合を含む。）は、委員会の評定報告書を作成し、会長に報告する。

3.1.8　委員長が、3.1.5の担当委員の確認と異なる判断をしたときは、委員長と担当委員で協議調整を行った上で、委員会の評定報告書案を取りまとめ、原則として要領第４条第２項に基づく書面によって審議を行い、委員会の評定報告書を作成し、会長に報告する。

第4　評定料

4.1 評定料

4.1.1　耐震診断の評定、耐震改修計画の評定、及び、要領第５条第２項又は第３項により耐震診断についての評定を省略する耐震改修計画の評定（以下、「耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定」という。）の評定料は、対象となる建築物の延べ面積に応じて、それぞれ１件当たり表 1-1、表 1-2、表 1-3、表 1-4 の通りとする。

表 1-1　耐震診断の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
2,000 ㎡以下	180,000 円	165,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	220,000 円	200,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	320,000 円	295,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	375,000 円	345,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表1-2　耐震診断（補強方針を含むもの）の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
2,000 ㎡以下	210,000 円	190,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	265,000 円	235,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	365,000 円	330,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	420,000 円	380,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表1-3　耐震改修計画の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
3,000 ㎡以下	325,000 円	295,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	430,000 円	390,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	540,000 円	495,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	650,000 円	590,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

表1-4　耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般	会員*
3,000 ㎡以下	245,000 円	220,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	305,000 円	275,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	375,000 円	340,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	430,000 円	390,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額	

＊次の場合は、会員扱いの評定料といたします。

・依頼者が当協会会員の場合

・当協会の会員が当該の耐震診断又は耐震改修にあたって構造について意見を述べた場合

・評定書の発行先が当協会の会員の場合

4.1.2　依頼者又は評定料支払者が、耐震診断（補強方針を含むものを含む。以下、この項及び次項において同じ。）の評定、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定又は耐震改修計画の評定を同時に3件以上申し込む場合の評定料は、それぞれ4.1.1に定める額から、耐震診断の評定にあっては5%を、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定にあっては10%を、耐震改修計画の評定にあっては15%を割り引いた額とする。

4.1.3　2.3.4により依頼者より延べ3回以上の説明を受けて確認する場合、並びに、3.1.5後段により依頼者より説明を受けて確認する場合は、耐震診断の評定にあっては表2－1の追加料金を、耐震改修計画の評定にあっては表2－2の追加料金を、それぞれ1回行うごとに評定料に加算するものとする。

また、3.1.6又は3.1.7において委員会を開催して審議を行う場合は80,000円（税抜）を、それぞれ1回行うごとに評定料に加算するものとする。

表2-1　耐震診断にかかる追加の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般
2,000 ㎡以下	28,000 円
2,000 ㎡超え 5,000 ㎡以下	33,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	38,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	43,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額

表2-2　耐震改修計画にかかる追加の評定料（税抜）

延　べ　面　積	一般
3,000 ㎡以下	53,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	63,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	68,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	78,000 円
20,000 ㎡を超えるもの	別に定める額

4.1.4　その他特別な事情がある場合は、事情に応じて金額を増減額することができる。

4.2 評定料の納入等

4.2.1　4.1.1、4.1.2に定める評定料については、評定申込の日までに、指定の口座に全額振り込むものとする。

4.2.2　4.1.3の追加の評定料については、請求に基づき、指定する日までに指定の口座に振り込むものとする。

4.2.3　事務局は、4.1に定める評定料の納付を確認し、評定書を交付する。

第5　その他

5.1 申込みの取下げ

5.1.1　依頼者の都合により、審査中に申込みを取下げる場合は、取下げ理由を明記した「評定申込取下届（様式9）」を提出する。

5.1.2　依頼者は、申込みを取下げる場合は、その時期に応じて、4.1.1に定める評定料のうち次の額を負担するものとし、差額については精算するものとする。ただし、4.1.3の追加の評定料については、この差額精算の対象外とする。

（１）評定申込後、委員会開催日前までに取下げる場合　50%

（２）委員会開催日以降に取り下げる場合　100%。

5.1.3　4.1.2に基づき評定料を算出した場合において申し込みを取り下げるときは、4.1.1に定める額に対して、5.1.2に定める額を負担するものとする。

5.1.4　4.1.2に基づき評定料を算出した場合において、申し込みを取り下げ、なお複数の申し込みがあるときの評定料は、取り下げた申し込みを除いた残りの申し込みに対して、改めて4.1.2に基づき算定するものとする。

5.2 当協会で評定を行った改修計画の変更にかかる評定の特例

5.2.1　当協会で評定を行った耐震改修計画が変更された場合の変更後の耐震改修計画の評定については、委員長が変更前の改修計画の評定の審議を活かして審議を行うことができると判断したときは、適宜、事前審査の全部又は一部の省略、要領第４条第２項に基づく評定委員会の書面による審議ができる。

5.2.2　5.2.1の場合の評定料は、4.1.1に定める評定料から事前審査や委員会の開催状況等に応じて減額するものとする。

5.3 図書の保存

事前審査報告書については、業務要綱第10条に準じて保管するものとする。

5.4 その他

その他特別な事情が生じた場合の対応のほか、必要な事項については別途定めるものとする。

附　則

この実施細則は、平成25年10月1日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成26年4月30日から施行する。

様式１

（東京委員会）

耐震診断・耐震改修計画
評定事前申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会　様

下記の建築物の評定について事前申込をいたします。

平成　　年　　月　　日

事前申込者　住 所
名 称　　印

記

１．建物の概要

①　名称

②　所在地

③　用途

④　構造

⑤　階数

⑥　延べ面積

⑦　竣工年度

２．評定対象

①　耐震診断の評定

②　耐震診断の評定（補強方針を含む場合）

③　耐震改修計画の評定

④　耐震改修計画の評定（耐震診断の評定を省略する場合）

＊該当する区分の番号にに○印を記入してください。

３．評定書の発行希望時期

平成　　年　　月　　日 頃

４．事前申込者/担当者

①　所属・役職等

②　氏名

③　連絡先　TEL　　FAX

E-mail

５．評定書発行先

６．評定料請求先

７．その他特記事項

様式２
（東京委員会）

評定申込等通知書

殿

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
事　　務　　局

平成　　年　　月　　日　に事前申込のあった建物の耐震診断等の評定について、下記の通り事前審査及び委員会の予定等をご連絡いたします。
また、評定料については、本通知書を受け取った後、指定の口座にお振り込みください。
なお、原則として、BELCA会議室にて、事前審査チームからの指摘を行いますが、指摘事項等通知日の1週間前までに入金を確認できない場合は、指摘事項への通知を行わない場合がありますのでご注意ください。

記

１．評定申込みを行うべき時期
平成　　年　　月　　日

２．評定料の額及び納付時期
① 評定料の額　＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）
② 納付時期　平成　　年　　月　　日
（請求書をご希望の際には、別途事務局へご連絡ください。）

３．事前審査の予定
第1回　指摘事項等の通知
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）

第1回　指摘事項等への対応確認
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）

第2回　指摘事項等への対応確認
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）
＊評定用図書を第1回の指摘事項等の通知の1週間前迄に事務局までご郵送ください。

４．評定委員会の予定
開催日：平成　　年　　月　　日
場　所：BELCA会議室（東京都港区浜松町2-1-13　芝エクセレントビル4階）

５．評定書の交付時期の見込
交付日：平成　　年　　月　　日（予定）

６．その他特記事項

連絡先　公益社団法人ロングライフビル推進協会　事業推進部
TEL:03-5408-9830　FAX:03-5408-9840

様式−3−1
（東京委員会）

耐震診断評定申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会長　　殿

下記の建築物について評定を申込みます。

住所
名称

1．評定対象等

評定の対象	1．耐震診断 2．耐震診断（補強の方針を含める。）
評定書発行先	（評定書発行先と申込者が違う場合は記載ください。）
耐震診断者の氏名又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2．評定対象建築物概要等

建物概要	（1） 建物名称				
	（2） 所在地				
	（3） 用途				
	（4） 構造・規模	構造形式　1）RC造　2）S造　3）SRC造　4）その他			
		地上　　階・地下　　階・塔屋　　階			
		特徴			
	（5） 竣工年月日	年　　月	確認申請　　年　　月		
	（6） 面積	建築面積　　㎡	延べ面積　　㎡		
	（7） 階高				
	（8） 架構形式	X 方向　　スパン数 Y 方向　　スパン数			
	（9） 地盤	表層（　　）・支持層（　　）・GL　　m			
	（10） 基礎	杭基礎　　直接基礎			
	（11） 履歴等	意匠図　　1．有 ／ 2．無			
		構造図　　1．有 ／ 2．無			
		構造計算書　　1．有 ／ 2．無			
		地質調査書等　　1．有 ／ 2．無			

3. 診断結果の概要

現地調査結果及び材料強度	（1）コンクリート	設計基準強度				N/mm^2
		圧縮強度試験結果（平均値−標準偏差/2）				N/mm^2
		耐震診断での採用強度				N/mm^2
	（2）鉄筋	主筋		診断時降伏点強度	σ y＝	N/mm^2
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度	σ y＝	N/mm^2
	（3）鉄骨					
	（4）中性化深さ	平均	mm	最大	mm	
	（5）現地調査の所見					
対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針						

耐震性能	診断基準		＊診断次数も記載する。															
	電算ソフト																	
	判定指標		Iso＝					C_T・S_D ≧							＊鉄骨造の場合はq値とする。			
	経年指標		T=															
	現状の診断結果	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	C_T・S_D	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	C_T・S_D	判定
	補強方針による補強後の耐震性能	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	C_T・S_D	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	C_T・S_D	判定
耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等																		
補強工法の案			（補強方針を検討する場合補強工法の案）															

その他

備考	

様式-3-2
（東京委員会）

耐震改修計画評定申込書

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会長　　殿

下記の建築物について評定を申込みます。

住所
名称

1．評定対象等

評定の対象	1．耐震改修計画 2．耐震改修計画（耐震診断の評定を省略） ＊2の場合、耐震診断に係る評定を受けた判定機関名を記載 （　　）
評定書発行先	（評定書発行先と申込者が違う場合は記載ください。）
耐震改修計画者の氏名又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2．評定対象建築物概要等

建物概要	（1） 建物名称			
	（2） 所在地			
	（3） 用途			
	（4） 構造・規模	構造形式　1）RC造　2）S造　3）SRC造　4）その他		
		地上　　階・地下　　階・塔屋　　階		
		特徴		
	（5） 竣工年月日	年　　月	確認申請　　年　　月	
	（6） 面積	建築面積　　㎡	延べ面積　　㎡	
	（7） 階高			
	（8） 架構形式	X 方向　　スパン数 Y 方向　　スパン数		
	（9） 地盤	表層（　　）・支持層（　　）・GL　　m		
	（10） 基礎	杭基礎　　直接基礎		
	（11） 履歴等	意匠図　　1．有 ／ 2．無		
		構造図　　1．有 ／ 2．無		
		構造計算書　　1．有 ／ 2．無		
		地質調査書等　　1．有 ／ 2．無		

3. 診断結果の概要

現地調査結果及び材料強度	（1）コンクリート	設計基準強度			N/mm^2
		圧縮強度試験結果（平均値−標準偏差/2）			N/mm^2
		耐震診断での採用強度			N/mm^2
	（2）鉄筋	主筋		診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度　σ y＝	N/mm^2
	（3）鉄骨				
	（4）中性化深さ	平均　mm		最大　mm	
	（5）現地調査の所見				
対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針					

耐震性能	診断基準	＊診断次数も記載する。
	電算ソフト	
	判定指標	Iso＝　$C_T \cdot S_D$　≧　＊鉄骨造の場合はq値とする。
	経年指標	T=

現状の診断結果		X方向								Y方向							
階		破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定

耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等	

その他

備考	

4. 耐震改修計画の概要書

耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等		
耐震改修計画	耐震改修の方針	
	補強工法	X方向 / Y方向
耐震性能	診断基準	＊診断次数も記載する。
	電算ソフト	
	判定指標	Iso＝　　$C_T \cdot S_D$　≧　　＊鉄骨造の場合はq値とする。
	経年指標	T=
	改修前	階
	改修後	階
耐震改修についての所見、施工時の留意点等		

改修前 階	X方向								Y方向							
	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定

改修後 階	X方向								Y方向							
	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S_D	Is	$C_T \cdot S_D$	判定

様式-４
（東京委員会）

事前審査指摘事項等回答書（事前質疑）

日　時	平成　　年　　月　　日	事前審査チーム	
開催場所	―	設計者 （説明者）	企　業　名 （説明者氏名）
物件名			

指摘事項等	回答・処置	評定用図書 該当箇所

事前審査指摘事項等回答書（指摘事項等対応確認　回目）

日　時	平成　　年　　月　　日	事前審査チーム	
開催場所	ＢＥＬＣＡ会議室	設計者 （説明者）	企　業　名 （説明者氏名）
物件名			

指摘事項等	回答・処置	評定用図書 該当箇所

様式-５
耐震診断の場合

事　前　審　査　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）　委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1により適正に行われていることを確認しました。

事前審査主査

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震診断者	

耐震性能	現状の診断結果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

事前審査チーム	主査	：	△△大学	教授	○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○

耐震診断の場合（補強方針を含む）

事　前　審　査　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）　委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断及び補強の方針は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1により適正に行われていることを確認しました。

事前審査主査

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震診断者	

耐震性能	現状の診断結果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	補強方針による補強後の耐震性能	方向	X方向		Y方向		補強方針と補強工法の案
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

事前審査チーム　主査　：　△△大学　教授　○○　○○

事前審査員　：　株式会社△△　○○　○○

事前審査員　：　株式会社△△　○○　○○

耐震改修計画の場合

事　前　審　査　報　告　書

平成　　25　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）　委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断及び耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。

事前審査主査

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震改修計画者	

耐震性能		方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
	現状の診断結果	階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

事前審査チーム	主査	：	△△大学	教授	○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（BELCA の診断評定を受けている場合）

事　前　審　査　報　告　書

平成　　25　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）　委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

事前審査主査

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震改修計画者	

耐震性能	現状の診断結果＊	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震性能 耐震改修計画による	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

＊BELCA-××-××××の結果を転記。

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

事前審査チーム	主査	：	△△大学	教授	○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合）

事　前　審　査　報　告　書

平成　　25　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）　委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に○○○○の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

事前審査主査

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震改修計画者	

耐震性能	現状の診断結果＊	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

＊○○○○の△△委員会の「××××」の結果を転記。

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

事前審査チーム	主査	：	△△大学	教授	○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○
	事前審査員	：	株式会社△△		○○　○○

様式-６
（東京委員会）

評定委員会　指摘事項等回答書

日　時	平成　　年　　月　　日	評定委員会	
開催場所		設計者 （説明者）	企　業　名 （説明者氏名）
物件名			

指摘事項等	回答・処置	評定用図書該当箇所

様式-７　評定報告書
（東京委員会）
耐震診断の場合

ＢＥＬＣＡ　－　SKTH　　SN　－

評　定　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長　　殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定した。

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）
委員長

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震診断者	

		方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
耐震性能	現状の診断結果						
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

耐震診断の場合（補強方針を含む）

ＢＥＬＣＡ　－　SKT　　SNH　－

評　定　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長　　殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断及び補強の方針は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定した。

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震診断者	

耐震性能	現状の耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	補強後の耐震性能（補強方針による）	方向	X方向		Y方向		補強方針と補強工法の案
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

耐震改修計画の場合

ＢＥＬＣＡ　－　SKTH-　　K　－　25000　　(正)

評　定　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長　　殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断及び耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震改修計画者	

耐震性能		方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
	現状の耐震性能	階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（BELCA の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ　－　SKTH-　　K　－　25000　　（正）

評　定　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長　　殿

本委員会は、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震改修計画者							
耐震性能	現状の耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

＊BELCA-××-××××の結果を転記。

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ　－　SKTH-　　K　－　25000　　（正）

評　定　報　告　書

平成　　年　　月　　日

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長　　殿

本委員会は、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に○○○○の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建物名	
所在地	
建物規模等	
診断基準	
耐震改修計画者	

耐震性能		方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
	現状の耐震性能＊	階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	C_{TU}・S_D	Is	C_{TU}・S_D	Is	
特記							

＊○○○○の△△委員会の「××××」の結果を転記。

判定値　C_{TU}・S_D　≧　　かつ　I_S ≧

様式-８
（東京委員会）
耐震診断の場合

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　SN　-

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震診断については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-*****）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

耐震診断の場合（補強方針を含む）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　SN　-

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会

会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震診断及び補強の方針については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-*****）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

耐震改修計画の場合

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　 -　 25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（BELCA の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　 -　 25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
（他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合）

ＢＥＬＣＡ － SKT-　　K　 -　 25000

評　　定　　書

平成　　年　　月　　日

殿

公益社団法人　ロングライフビル推進協会
会　長

平成　年　月　日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：○○○○：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に○○○○の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

記

1　申請年月日

2　建築物の概要

① 名称

② 位置

③ 用途

④ 延べ面積

様式-９
（東京委員会）

評定申込取下届

下記の申込みについて、都合により取下げたいので、届け出ます。

公益社団法人ロングライフビル推進協会
会　長　　様

平成　　年　　月　　日

申込者
住所
氏　　名
印

記

取り下げ理由

申込の概要

１．申込年月日　　平成　　年　　月　　日

２．建築物の概要

①　名称

②　位置

③　用途

④　延べ面積

別表　審査に必要な図書の構成

耐震診断評定の場合
RC 造

項目	記載する事項等
1 現況建物の概要	
１－１　建物概要	
１－２　使用材料	
１－３　設計図書の有無	
１－４　配置図・平面図・立面図	
2 現地調査結果の概要	
２－１　コンクリート圧縮強度試験の結果	
２－２　非構造部材の取り付け状況等	
２－３　その他	
3 現況建物の耐震診断	
３－１　診断方針とモデル化	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重
３－２　診断結果	志賀マップも記載
３－３　診断結果に対する所見	
３－４　経年指標	
３－５　形状指標	偏心率や剛重比の値も明記
３－６　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。
3-7　C－Ｆ関係図	採用C，F値の箇所にマーク
3-8　第２種構造要素等の検討	必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。
3-9　過去の診断結果と今回の結果との比較	過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。
3-10　屋根床版の検討（省略可）	屋根床版が鉄骨造の場合は３－９までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠
（1）　屋根床版の応力計算	
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時
（3）　ゾーニングIs値計算	（２）の結果，屋根床版のIsがIso未満の場合
（4）　接合部詳細等の検討	屋根床版支持部などについて，必要に応じて記載
4 耐震補強（補強方針がある場合）	補強後建物の耐震診断結果と所見
4-1　補強の基本的な考え方	
4-2　補強部材の配置案	
4-3　補強後の耐震性能	
4-4　補強効果に関する所見	
4-5　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。
4-6　C－Ｆ関係図	診断結果を併記：採用C，F値の箇所にマーク
4-7　第２種構造要素等の判定結果	必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。
5 その他　図面集	
既存図面	
現地調査結果の報告書	
電算資料	耐震診断のもの（補強方針の電算は除く）

S 造

項目	記載する事項等
1 現況建物の概要	
１－１　建物概要	
１－２　使用材料	
１－３　設計図書の有無	
１－４　配置図・平面図・立面図	
2 現地調査結果の概要	調査写真の位置を図面上に明記すること
２－１ 建物外観状況	構造部材の錆び，ブレースの変形，不同沈下，全体の傾斜，など
２－２ 柱脚の状況	写真と詳細寸法図
２－３ 柱梁接合部の状況	写真と詳細寸法図
２－４ ブレース接合部の状況	写真と詳細寸法図
２－５ その他	
3 現況建物の耐震診断	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重
３－１　診断方針とモデル化	
３－２　診断結果	
３－３　診断結果に対する所見	
３－４　柱軸力と層重量の計算	
３－５　保有水平耐力の算定	X,Y方向ともに下記の内容を記載 層せん断力分布係数Ａｉの算定 部材の終局耐力の算定 靭性指標Ｆ，構造耐震指標Is，保有水平耐力に係る指標ｑの算定
3-6　屋根床版の検討	「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠
（1）　屋根床版の応力計算	
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時
（3）　ゾーニングIs値計算	
（4）　接合部詳細等の検討	
4 耐震補強（補強方針がある場合）	補強後建物の耐震診断結果と所見
4-1　補強の基本的な考え方	
4-2　補強部材の配置案	
4-3　補強後の耐震性能	
4-4　補強効果に関する所見	
4-5　保有水平耐力の算定	
5 その他　図面集	
既存図面	
現地調査結果の報告書	
電算資料	耐震診断のもの（補強方針の電算は除く）

耐震改修計画の評定の場合
RC 造

項目	記載する事項等
1 現況建物の概要	
１－１　建物概要	
１－２　使用材料	
１－３　設計図書の有無	
１－４　配置図・平面図・立面図	
2 現地調査結果の概要	
２－１　コンクリート圧縮強度試験の結果	
２－２　非構造部材の取り付け状況等	
２－３　その他	
3 現況建物の耐震診断	
３－１　診断方針とモデル化	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重
３－２　診断結果	志賀マップも記載
３－３　診断結果に対する所見	
３－４　経年指標	
３－５　形状指標	偏心率や剛重比の値も明記
３－６　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。
3-7　C－Ｆ関係図	採用C，F値の箇所にマーク
3-8　第２種構造要素等の検討	必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。
3-9　過去の診断結果と今回の結果との比較	過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。
3-10　屋根床版の検討（省略可）	屋根床版が鉄骨造の場合は３－９までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠
（1）　屋根床版の応力計算	
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時
（3）　ゾーニングIs値計算	（２）の結果，屋根床版のIsがIso未満の場合
（4）　接合部詳細等の検討	屋根床版支持部などについて，必要に応じて記載
4 耐震改修	補強後建物の耐震診断結果と所見
4-1　補強の方針	
4-2　補強位置図	
4-3　補強後の耐震性能	
4-4　補強結果に対する所見	
4-5　建物崩壊形式記載図	正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用Ｆ値・耐力値を図中に記載。
4-6　C－Ｆ関係図	診断結果を併記：採用C，F値の箇所にマーク
4-7　第２種構造要素等の判定結果	必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。
4-8　補強詳細図	補強部材の詳細図、仕様書等
4-9　施工時の留意点	
5 その他　図面集	
既存図面	
現地調査結果の報告書	
電算資料	耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける

S 造の場合

項目	記載する事項等
1 現況建物の概要	
１－１　建物概要	
１－２　使用材料	
１－３　設計図書の有無	
１－４　配置図・平面図・立面図	
2 現地調査結果の概要	調査写真の位置を図面上に明記すること
２－１ 建物外観状況	構造部材の錆び，ブレースの変形，不同沈下，全体の傾斜，など
２－２ 柱脚の状況	写真と詳細寸法図
２－３ 柱梁接合部の状況	写真と詳細寸法図
２－４ ブレース接合部の状況	写真と詳細寸法図
２－５ その他	
3 現況建物の耐震診断	診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重
３－１　診断方針とモデル化	
３－２　診断結果	
３－３　診断結果に対する所見	
３－４　柱軸力と層重量の計算	
３－５　保有水平耐力の算定	X,Y方向ともに下記の内容を記載 層せん断力分布係数Ａｉの算定 部材の終局耐力の算定 靭性指標Ｆ，構造耐震指標Is，保有水平耐力に係る指標ｑの算定
3-6　屋根床版の検討	「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠
（1）　屋根床版の応力計算	
（2）　屋根床版のIs値計算	（１）の結果，屋根床版が危険とされた時
（3）　ゾーニングIs値計算	
（4）　接合部詳細等の検討	
4 耐震改修	補強後建物の耐震診断結果と所見
4-1　補強の方針	
4-2　補強位置図	
4-3　補強後の耐震性能	
4-4　補強結果に対する所見	
4-5　保有水平耐力の算定	
4-6　補強詳細図	補強部材の詳細図、仕様書等
4-7　施工時の留意点	
5 その他　図面集	
既存図面	
現地調査結果の報告書	
電算資料	耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける